

佐々木委員

まず、最初に介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業について、幾つかお尋ねしたいと思いますが、先ほども御答弁がいろいろありましたので、よく理解できた部分もあったんですが、まずこの交付率についてでありますけれども、従来ですと、介護職員の人件費率に応じたという交付の実情だったのが、今回、介護職員数に応じた交付率に見直すことになったと、こういう理解でいいんでしょうか。

高齢福祉課長

国の介護職員処遇改善事業、国の交付金を基にした処遇改善でございますけれども、今回積算をしたのは、あくまで委員がおっしゃったように、サービスの区分と人件費率に見合った、それぞれの区分ごとの交付率を、この介護等報酬額に掛け合わせた、それを全積算のトータルで計算をして金額を求めてございます。しかしながら、その考え方でございますが、それぞれのサービス事業所に応じて、その給与水準のばらつきがございますので、それはそういった区分による隔たりがないように、職員 1 人当たり 1 万 5,000 円を引き上げるといふ考えの下で、積算がなされているところでございます。

佐々木委員

そうすると、有料ホームとか、小規模のそういう施設の方々が非常に喜ばれるのではないかなと、こういうふうに思うわけでございますが、先ほどもいろいろ議論がありましたけれども、この処遇改善の計画書を事業者が出す、出さないにかかわらず、対象となるそういう事業所って幾つぐらいあるんでしょうか。

高齢福祉課長

県内の対象事業所ですが、これは特別養護老人ホームと、そうした県の所管の事業所で、8,092 事業所ということで考えてございます。そのほかにも、小規模の 29 人以下の特別養護老人ホームですとか、今お話がございましたように認知症高齢者のグループホーム等、地域密着型という事業所がございまして、これについては、今後、市町村に調査の実施をしまして、対象事業者数を把握してまいりたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

8,000 を超える事業所からこの計画書が出た場合に、実際問題、その労使の関係で介護職員の人たちに、それを閲覧して納得した上で提出するという事になるとは思いますが、実際それがちゃんと行われたかどうかというのを県が単独で把握することは、非常に私は困難だなというふうに思うんですね。抜き打ち調査とかやっても、全部で 8,000 以上の施設がちゃんと計画書どおりしているかどうかというのは、非常に把握が困難だというふうに考えます。

そこで、一つ提案なんですけれども、この介護職員からの処遇改善にかかわる相談窓口とか、そういうインターネットとかで構わないんですけれども、そういうものを講じて現場の意見を吸い上げていく、そういうことが、私、非常にこの実効性を保つ上でも大事なことではないかなと、このように思うんです。

が、そういうような対応を図っていく考えがあるかどうか、お伺いたします。
高齢福祉課長

確かに、介護職員の賃金の引上げなどの処遇改善が図られたかどうかというのは、仕組みの上では処遇改善計画ですとか実績報告で確認をすることとされておりますが、実際に引き上げられたかどうか、これを検証することは非常に重要であるというふうに認識しております。しかしながら、その対象としては8,092事業所以上もあるものすべてを県で検証することは非常に困難でございますので、今、委員から御提案を頂きました処遇改善にかかわる苦情なり相談の窓口を設けるということは、非常にこの実効性を確保する上で重要と考えますので、今後、御提案を踏まえまして、事業実施までの間に、介護職員の処遇改善が確実にされるよう、方策を検討してまいりたいというふうに考えます。
佐々木委員

是非、現場の意見を吸い上げて、不正受給等がなくなるように、抑止力になると思いますから、それは実行していただきたいと強く要望させていただきたいと思います。

それから、先ほども幾つか議論をされておりましたけれども、事業者としては、2.5年間の時限で国費が10分の10ということで、これは2.5年間はいいんですけれども、その後どうなっちゃうのというのが、先ほどの議論でも少しありました。やっぱり雇って、処遇改善して賃金を上げたのはいいけれども、2.5年間で切られちゃったら、その後、全部自分たちが負担するのかよという、そういうことで踏み切れないところも私はあると思うんですね。それは、やっぱり私どもは、議員も含めて、安心させてあげなければいけないなというふうには思うんですが、これは国が決めることだから、なかなかしようがないという意見になっちゃうかもしれないかもしれませんが、まずそういうものが事業者側にどういうふうに写っているのかというのを、明確に把握していく必要が私はあると思うんですね。そうしないと、先ほども御答弁がありましたように、基本給は上がってこない。対応するために、基本給を上げてしまおうとなかなか下げられないから、夜間手当とかそういうもので対応して、何とか水準を上げようというふうなことになると思うんですが、事業主にやっぱりいろんなこの意見を聞いて、先ほど言いましたように介護職員の方からも聞いて、事業者からも一生懸命、どういう状況でどういう思いがあるのかということも、私は把握する必要があると思うんですね。その辺はどのように意見等を把握していくことになっているのか、改めてお伺いします。

高齢福祉課長

事業を円滑に進めていくためには、事業者の声を聞くのは非常に重要であると認識しております。私どもの課では、事業者の団体として神奈川県高齢者施設協議会、これは特別養護老人ホーム等の運営事業者の方の団体ですが、このほかにも神奈川県老人保健施設協会ですとか、そういう事情を知っている訪問介護連絡協議会といった団体とのお付き合いもございます。そういった会合で、この事業の趣旨については十分説明をするとともに、この費用についてどういった問題点、課題があるのかについても、併せてよく把握をしていきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

それと同時に、この 2.5 年後について、その後もこの事業を続けていかなければいけないというふうに思うので、その場合、国のやり方としては、今回は 10 分の 10 でしたけれども、2.5 年後にはまた県が 3 分の 1 負担だとか、そういうような落とし方をしていくという可能性が非常に危ぐされるので、私自身も含めて、国への要望をしっかりと、県の負担が極力少ない、あるいはまた 10 分の 10 になるような、そういうことも含めて要望していきたいと思うんですが、平成 24 年 4 月に診療報酬改定があったときに、この処遇改善も組み込まれたアップを望むような、そういうような要望もしていきたいと思いますが、県としてはどのような、国に対する要望をしていこうと思っているのかお伺いします。

高齢福祉課長

委員御指摘のとおり、この事業ですが、平成 23 年度末という、実質 2.5 年間の時限的な措置でございますので、事業が終了した場合、事業者としてもその賃上げの原資がなくなるということで、大変運営が厳しい中、お困りになるのではないかと推測してございます。この部分、今回の引上げについては国庫 10 分の 10 ということで、介護報酬とは別に交付されるというのが一つの特徴でございます。介護報酬については、介護保険の中で賃金が賄われるというのが基本でございますので、その平成 24 年 4 月の介護報酬に向けては、国に向けて、賃下げにつながらないように、県としても要望してまいりたいと考えておりますが、その原資の問題となった場合、今回がその介護報酬、保険とは別立てで交付税措置されていると、交付金として措置されているのも一つの特徴だと思いますので、そういった新たな負担などについても、この制度、事業の実施状況を見ながら、必要に応じて国に要望してまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

利用者に対して質の高いサービスを続けられるように、介護職員の定着、確保も含めて、国に対して強く要望していくことを要望させていただきたいと思っております。

続きまして、最後に、障害者自立支援基盤整備事業について数点お聞きしたいと思っておりますけれども、昨年 6 月のケアホームハイムひまわりの火災を受けて、平成 20 年度にケアホームを対象に、消防法の適合の工事、整備、設備に支援を行ってきたというふうに認識しておりますが、その実績と今後の取組についてお話を聞きたいと思っております。

障害福祉課長

昨年度のグループホーム、ケアホームの消防用の設備の整備の実績でございますけれども、平成 20 年度は 157 住居を対象に、約 1 億 5,000 万の規模で消防法の適合の整備を進めました。それで、平成 21 年度の取組でございますけれども、今年度は 161 住居を予定しております、今年度で大体 67%、7 割程度までは整備を進めたい。そして、残りの 1 年で残りの 3 割、こんな進め方で政令市、中核市とも連携して、取り組んでまいりたいと思っております。

佐々木委員

この事業は、すごく規模も大きいわけですね。それで、本当に施設からの期待も非常に大きいと思うので、県としても円滑な事業を進めようとして、今後どのように取り組むべきと考えていますか。

障害福祉課長

委員お話しのとおり、大変規模の大きな仕事でございます。それで、なかなか県だけでは、これだけの大きな事業を実施するのは難しいので、政令市、中核市と一緒に連携をして進めると。それで、政令市内、それから中核市内については、政令、中核に県が補助金を補助して、それでそれぞれの地域の中のものについては、それぞれの市で実施していただく。それで、県は県所管域の事業者に対して直接補助をすると、こういう役割分担をして、全県的な体制を組んで進めてまいりたいと思っております。

佐々木委員

先ほどの介護職員の処遇についても、この自立支援基盤整備事業についても、非常に金額が、規模が大きいと思いますので、しっかり住民の意見を聞いて実施できるように御努力をお願いして、私の質問を終わります。

佐々木委員

私は、公明党県議団を代表して当委員会に付託された諸議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業につきまして、利用者に対して質の高い安定したサービスを提供していくためには、介護職員の定着と確保が大変重要であり、賃金の引上げなど処遇の改善が不可欠であります。事業の実施には様々な課題がありますが県は、事業者の趣旨をよく理解していただくよう働き掛け、介護現場の声もよく聞いて事業を円滑に進めていただくよう要望します。

次に、障害者自立支援基盤事業についてであります。特に施設や事業所等の改修等を行うこの事業は、当初予算を上回る規模となっておりますし、また、施設等からの期待も大きいことから事業を円滑に進めていただくよう要望しておきます。

以上、諸議案に対し賛成の立場から意見を述べさせていただきました。